

刈谷市公共施設屋外照明等LED化事業公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

刈谷市（以下「本市」という。）では、二酸化炭素削減による低炭素社会の実現及び経費節減による財政負担の軽減を図ることを目的として、既存の公共施設の屋外照明等を賃貸借方式によりLED照明に更新する。

2 事業概要

(1) 事業名

刈谷市公共施設屋外照明等LED化事業

(2) 対象施設

「別紙1 対象施設一覧」（以下「対象施設一覧」という。）のとおり

※本市の都合により、対象施設の増減及び賃貸借開始年度の変更を行う可能性があるため留意すること。

(3) 照明器具の種別及び数量

「既設照明・提案照明一覧表（様式第9号）」のとおり

※優先交渉権者決定後の現地調査の結果等により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。

※「既設照明・提案照明一覧表（様式第9号）」については、本市ホームページには掲載せず、参加資格があると認められたものに別途配布する。

(4) 契約方式

契約の締結は令和8年度から令和12年度までの年度ごとに行うものとし、それぞれ各年度内で賃貸借を開始する施設を対象とした賃貸借期間10年の長期継続契約とする。

当該委託契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、令和8年度以降において当該委託契約に係る歳出予算の減額及び削除があった場合には、当該委託契約を解除することができるものとする。

なお、本事業で賃貸借した照明器具については、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

(5) 賃貸借期間

令和8年12月1日から令和9年3月1日までの間に、順次10年間（120か月）の賃貸借を開始するものとし、全ての対象施設の賃貸借を令和12年12月27日までには開始することとする。

なお、各施設の施工及び賃貸借開始のスケジュールについては、事業者提案及び本市との協議により決定することとする。

(6) 提案限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ア 全対象施設の賃貸借料の総額

212,180,000円

イ 賃貸借開始時期（予定）が令和8年12月1日から令和9年3月1日間の施設の賃貸借料の合計金額

1,250,000円

賃貸借開始時期（予定）については、対象施設一覧を参照すること。

なお、消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10％）で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合は、その都度、本市との協議により対応を決定する。

(7) 業務内容

「別紙2 刈谷市公共施設屋外照明等LED化事業賃貸借仕様書」（以下「賃貸借仕様書」という。）のとおり

3 参加形態

本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、リース役割を担う事業者（以下「リース事業者」という。）単独又はリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロポーザルの参加表明時に全構成員を明らかにすること。

なお、グループの場合であっても、本市との長期継続契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。

(1) 構成員の役割ごとの分担業務

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| ア | リース役割 | 照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続 |
| イ | 調査設計役割 | 調査・設計業務 |
| ウ | 施工役割 | 照明器具の更新工事に係る全ての業務 |

エ その他の役割 上記アからウ以外の本事業に必要とされる業務

(2) 補足事項

ア 構成員とは、リース事業者又はリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（リース事業者は除く。）の下請となる事業者は含まない。

イ グループの代表者は、リース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。

ウ 各役割（リース役割は除く。）は、複数事業者での構成も可とする。

エ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。

4 参加資格要件

(1) 応募者（構成員含む。）は次に掲げる条件を全て満たす者であること。

ア 参加表明書の提出日において、令和8年・9年度刈谷市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 参加表明書の提出日から優先交渉権者の決定までの間において、刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）に基づく資格停止期間中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 本市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日施行）に基づく排除措置を受けている者でないこと。

キ 国税及び地方税について滞納がないこと。

(2) 施工役割を担う事業者は、(1)に加えて、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事業の建設業許可を有している者で、かつ刈谷市

内に本店を有する者であること。

また、参加表明書の提出日において、資格者名簿に登載された電気工事の総合数値が700点以上であること。

5 応募に関する留意事項

(1) 提出書類の取扱い

原則として提出書類は返却しない。

また、本市は本事業以外の目的で提出書類を使用しない。ただし、本事業に係る情報公開請求があった場合は、刈谷市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定に基づき、提出書類を公開することができるものとする。

なお、提出書類の著作権に関しては、契約締結時点で本市に帰属するものとする。

(2) 特許権等の使用

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(3) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(5) 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(6) 構成員の変更の禁止

参加表明書提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、本市が認めたときはこの限りでない。

(7) 提出書類の変更の禁止

提出された提案書等は差し替え及び再提出することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りでない。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明及び提案書を無効とする。

(9) 提案書等の取扱い

採用された提案書等は、複製を行い本市における会議等の資料とすることがある。

(10) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、既に提出された書類に追加して新たに書類の提出を求めることがある。また、提出された書類については、別途指定する形式で電子データによる提出を求めることがある。

6 事業スケジュール

項目	日程
実施要領等の交付開始	令和8年5月11日(月)
参加表明書及び質問の提出期限	令和8年6月1日(月)
参加資格確認結果の通知	令和8年6月3日(水)
質問への回答	令和8年6月8日(月)
提案書等の提出期限	令和8年6月25日(木)
プレゼンテーション審査	令和8年7月2日(木)
優先交渉権者の決定、選考結果の通知	令和8年7月7日(火)
優先交渉権者による現地調査(令和8年度分)	～令和8年8月上旬
契約内容についての詳細協議(令和8年度分)	～令和8年8月下旬
契約の締結(令和8年度分)	令和8年9月1日(火)

7 実施要領等の交付

(1) 交付場所

本市ホームページに掲載

(2) 交付内容

- ア 公募型プロポーザル実施要領
- イ 対象施設一覧
- ウ 賃貸借仕様書
- エ 公募型プロポーザル評価基準(別紙3)(以下、「評価基準」という。)
- オ 提出様式(「既設照明・提案照明一覧表(様式第9号)」は除く。)

8 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月1日(月)午後5時(必着)

(2) 提出場所

刈谷市役所企画財政部施設保全課(市役所6階)

(3) 提出方法

持参又は郵送(一般書留、簡易書留又は特定郵便記録に限る。以下同じ。)

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式第 1 号）

グループの場合は、代表企業名にて提出すること。

イ グループ構成表（様式第 2 号）

応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

また、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の写しを添付すること。

ウ 委任状（様式第 3 号）

本事業における手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。

なお、リース事業者単独での応募の場合は、提出は不要とする。

エ 会社概要（様式第 4 号）

オ 企業状況表（様式第 5 号）

カ 商業・法人登記簿謄本（リース役割を担う事業者のみ）

現に効力を有する部分の謄本で、参加表明書の提出日から 3 か月以内に発行されたものに限る。

9 質問の受付

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 1 日（月）午後 5 時（必着）

(2) 提出場所

刈谷市役所企画財政部施設保全課（市役所 6 階）

(3) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（hozen@city.kariya.lg.jp）

電子メールで提出する際は、件名を「刈谷市公共施設屋外照明等 LED 化事業公募型プロポーザルに関する質問」とし、質問書の提出後に電話（0566-91-1154）にて受信確認を行うこと。

(4) 提出書類

質問書（様式第 6 号）

(5) 質問への回答方法

令和 8 年 6 月 8 日（月）午後 5 時までに本市ホームページで随時公開する。

10 参加資格確認結果の通知

(1) 通知期限

令和8年6月3日（水）

(2) 通知方法

参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

なお、参加資格が認められた応募者（グループの場合はその代表者）に対しては、「既設照明・提案照明一覧表（様式第9号）」を併せて送付する。

11 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月3日（水）～令和8年6月25日（木）午後5時（必着）

(2) 提出場所

刈谷市役所企画財政部施設保全課（市役所6階）

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出書類

次に掲げる書類について、それぞれの書類名又は様式番号（様式第○号）を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正本1部、副本9部）提出すること。

なお、A4サイズ以外の書類についてはA4サイズに折り込むこと。

ア 提案書提出届（様式第7号）

グループの場合は、代表企業名にて提出すること。

イ 事業実績調書（様式第8号）

ウ 既設照明・提案照明一覧表（様式第9号）

エ 削減効果一覧表（様式第10号）

オ 見積書（様式第11号）

施設ごとの金額及び照明器具ごとの単価（機器費、更新工事費及び諸経費等を含む。）が分かる内訳明細書を添付すること。ただし、大規模な仮設足場等で照明器具の単価として加算することがふさわしくないものについては、別項目で計上するものとする。

カ 提案書（任意様式）

「12 提案書の作成方法」によるものとする。

12 提案書の作成方法

(1) 書式

用紙はA3サイズ（横）とし、枚数は5枚以内（片面印刷）とすること。
使用する文字の大きさは10ポイント以上とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

(2) 記載内容

賃貸借仕様書の内容を踏まえ、次の内容を記載すること。

ア 事業スケジュール

令和8年度から令和12年度までの各年度における現地調査、詳細協議、契約の締結、更新工事、及び賃貸借の開始等の一連の工程表を記載すること。

イ 施工計画に関する提案

(ア) 施工方法・作業期間

対象施設一覧に示した施設又は用途ごとに、施工方法や作業期間等について配慮又は工夫する点を記載すること。

(イ) 品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法、及び基準値等について記載すること。

(ウ) 連絡体制

災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

ウ 使用機器に関する提案

施設、室用途、又は器具種別ごとに、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。

また、必要に応じて、器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。添付する資料については、(1)に規定する書式にはよらず、枚数にも含めないものとする。ただし、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

エ 物品保守に関する提案

(ア) 保守体制

定期点検等の有無や不具合時の対応体制について記載すること。

(イ) 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

オ その他の提案

アからエまでの内容以外に、本市にとって有益性のある提案があれば記載すること。

例：補助金活用、長期継続契約終了時の照度保証、機能の追加、削減効果の検証等

(3) 提案書の提出後の取扱い

提案書の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。

(4) 業務提案書等の公開

提出された業務提案書等の書類は公開の対象とする。

(5) 提案の無効

ア 提案者が同一事項のプロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。

イ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

ウ 提案に対して談合等の不正行為があったとき。

エ 見積書の金額、住所、氏名、若しくは重要な文字の誤脱、または識別しがたい金額を訂正したとき。

オ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

1.3 プレゼンテーション審査

(1) 開催日

令和8年7月2日(木)

(2) 説明時間等

各応募者の説明時間は25分とし、説明者は本事業に主に携わる予定の担当者とすること。質疑応答時間については10分とし、計35分とする。

プレゼンテーションは非公開とし、他の事業者による傍聴は認めない。

その他詳細(開催場所、開催時間、注意事項等)に関しては、令和8年6月15日(月)までに応募者(グループの場合はその代表者)に別途通知する。

(3) 出席者

本事業に直接関わる予定の担当者（4名以内）

(4) プレゼンテーション内容

提出した提案書等をもとに、説明することを主とし、必要に応じて補足するものとする。また、必要に応じて、追加資料を求めることがある。

(5) 説明資料

説明時にプロジェクターで投影する資料は、提出書類とは別に作成することを可とする。ただし、内容については、提出書類に記載された範囲内で、説明用に編集を加えたものとする。この場合、説明資料をプレゼンテーション当日に書面（10部）で提出することとする。

(6) 当方で準備できる資材等

プロジェクター、スクリーン（縦 149 cm×横 198 cm）、HDMI ケーブル、USBTYPE-C 変換アダプタ、会場の電源、コードリール

(7) 応募者が多数となった場合の措置

応募者が多数となった場合には、提出書類の内容による事前審査を行い、プレゼンテーション審査を実施する事業者を5者程度に限定することがある。

1.4 提案の審査及び優先交渉権者の決定

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションを基に総合的に審査を行う。
- (2) 審査員は、「別紙3 評価基準」に基づき各応募者の評価点を算出する。
- (3) 各項目の配点の合計を1審査員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計（審査員4名／400点満点）が最も高い評価点数を得た提案者を優先交渉権者、次に高かったものを次点交渉権者として選定する。
- (4) 審査員の合計点数の合計が60%以上（240点以上）であることを最低基準とする。
- (5) 合計点が最も高く、かつ、同点となった場合には、提案見積額がより低い者を優先交渉権者とし、次に低い者を次点交渉権者とする。
- (6) 応募者が1者の場合でも、提案審査会を実施し、審査を行う。ただし、最低基準点に達しない者は優先交渉権者として決定しない。

1.5 審査結果の通知及び公表

(1) 通知日

令和8年7月7日(火)

(2) 通知方法

参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(3) 選考結果の公表

次に掲げる情報については、選考結果通知後に本市ホームページで公開する。ただし、審査結果の詳細は公表しない。

ア 応募件数

イ 優先交渉権者(グループの場合は代表者)の事業者名及び所在地

ウ 次点交渉権者(グループの場合は代表者)の事業者名及び所在地

エ 優先交渉権者の提案に基づく本事業による二酸化炭素等の削減効果の見込み

(4) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

1.6 契約に関する事項

(1) 現地調査及び詳細協議

優先交渉権者は、令和8年度から令和12年度までの年度ごとに、各年度の契約対象となる施設について現地調査を行った上で、本市が指定する方式により改めて見積書を提出すること。

また、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整に応じること。

(2) 契約の締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該長期継続契約を締結する。

なお、本市と優先交渉権者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点交渉権者と協議を行うものとする。

(3) 契約の枠組み

ア 契約当事者

本市(発注者)及びリース事業者(受注者)

イ 締結時期

令和 8 年度 令和 8 年 9 月 1 日（予定）

令和 9 年度 令和 9 年 6 月 1 日（予定）

令和 1 0 年度 令和 1 0 年 6 月 1 日（予定）

令和 1 1 年度 令和 1 1 年 6 月 1 日（予定）

令和 1 2 年度 令和 1 2 年 6 月 3 日（予定）

ウ 契約の概要

提案書及び長期継続契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、受注者が遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

エ 契約金額

提案書等で提示された金額を基に、協議により決定する。

(4) 事業実施におけるリスク分担

提案が達成しないことによる損失は、原則として受注者が負担する。ただし、本市の指示又は過失に起因するものや天災等の事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合並びに、急激な物価変動に伴う設計費、工事費及び、維持管理費用の増減は、別途協議を行うものとする。

1 7 失格要件

次の要件に一つでも該当する場合は、失格となる。

(1) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

イ 指定する様式及び記載上の留意事項等に示す条件に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積書に記載された金額が提案限度額を超えている場合

(2) 契約内容の協議に応じなかった場合

(3) この要領に定める手続き以外の手法により、委員又は関係者に対して援助を直接又は間接に求めた場合

(4) 提案に際して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）に抵触する行為をした場合

- (5) 「4 参加資格要件」に定める資格を失った場合
- (6) 優先交渉権者の都合により、契約内容について提案内容から著しい変更が必要となった場合
- (7) その他不正な行為があった場合

18 業務の実施に関するその他事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、本実施要領及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、両者で誠意をもって協議すること。

(2) 業務の継続が困難となった場合における措置

ア 事業者の責に帰すべき事由により業務継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、本市は、事業者との契約を解除することができるものとする。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく業務の継続が困難と認められる場合には、本市は、事業者との契約を解除することができる。

ウ ア又はイにより契約を解除した場合には、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

エ 不可抗力、その他本市又は事業者の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、本市と事業者は、業務継続の可否について協議する。

19 その他

(1) 本市は優先交渉権者決定後、契約内容について優先交渉権者の提案に拘束を受けないものとする。

(2) 業務提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う一切の経費は、

すべて事業者の負担とする。

(3) 理由を問わず、参加表明書及び業務提案書等の提出期限の延長は行わない。

(4) プロポーザル参加表明書を提出した応募者が参加を辞退する場合は、辞退理由を明記した提案辞退届（様式第12号）を速やかに刈谷市役所企画財政部施設保全課宛に持参又は電話連絡及び電子メールにて提出すること。

20 問合せ先

〒448-8501

刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所 企画財政部 施設保全課 計画推進係

電話 0566-91-1154（直通）

FAX 0566-23-9331

電子メール hozen@city.kariya.lg.jp